

鳥取市危険木伐採等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市危険木伐採等事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は災害、枯損、過度な成長等による倒伏等の危険性が高い樹木であり、かつ、倒伏等により孤立集落発生など住民生活へ大きな影響を及ぼす恐れのある樹木（以下「危険木等」という。）を予め伐採する経費等を補助することで、市民による森林整備を促し、倒木被害を未然に防止することで市民の安全安心な生活に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。ただし、他の補助制度による助成を受けて実施する事業は本補助金の交付対象としない。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は本補助金の交付対象としない。

(1) 国・地方公共団体又は公的団体

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) その他市長が適当でないと認める者

3 本補助金の交付を受けようとする者は、近隣住民に伐採の内容を説明するとともに、森林所有者の同意や伐採に必要な各種規制の許認可を取得すること。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄の補助率を乗

じて得た額（１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

２ 本補助金の交付は、同一年度において同一の補助対象者につき原則１回限りとする。

（交付申請）

第６条 規則第４条の交付申請書に添付すべき同条第１号、第２号及び第４号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第１号）
- (2) 委託契約書（鳥取市自治連合会に加入している住民組織の代表者と委託契約を締結している場合）
- (3) 森林所有者の同意書（申請者が危険木等を所有する者でない場合）
- (4) 見積書
- (5) 各種許認可証（必要がある場合）
- (6) 森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の８で定める伐採届（必要がある場合）
- (7) 着工前の写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定前の着手）

第７条 補助対象事業の着手は、原則として、交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、市長が別に定める日までに本補助金の交付申請が行われるものに限り、補助金交付決定前に着手することができる。

２ 前項のただし書により事業に着手したものについては、申請年度の４月１日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象とすることができる。

（承認を要しない変更）

第８条 規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第９条 規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第１０条 規則第１２条に規定する実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月３１日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、速やかに提出しなければならない。

２ 規則第１２条の実績報告書に添付すべき同条第１号、第２号及び第４号に規定する書

類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書兼収支決算書（様式第2号）
- (2) 施業後の写真
- (3) 領収書及び請求書
- (4) 販売明細書（伐採木を販売した場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率
閉鎖により孤立集落を生ずる道路や重要な生活基盤施設に被害を与える恐れのある危険木等(森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内にある危険木等に限る。ただし、農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地にあるものは除く。)の予備伐採 ※鳥取県等との現地確認により事前伐採が必要と認められたものに限る。	鳥取市自治連合会に加入している住民組織の代表者若しくはその代表者が委託契約を締結した者又は危険木等を所有する者	危険木等の伐採、撤去又は処分を業者等に委託する経費。ただし、発生した伐採木を有価物として処分する場合は、その売却金額を控除した経費とする。	10/10

様式第 1 号(第 6 条関係)

事業計画書兼収支予算書

1 着手予定日 年 月 日

2 事業計画書

事業種目	伐採本数	事業費	事業費負担区分			摘要
			補助金	搬出利益	その他	
危険木伐採	本					
支障木処理	本					
計						

3 収支予算書

収入の部

区 分	予 算 額	前年度予算額	比較増減 (△)	摘 要
補助金				
搬出利益				
その他				
計				

支出の部

区 分	予 算 額	前年度予算額	比較増減（△）	摘 要
危険木伐採				
支障木処理				
計				

4 消費税の取扱い （ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

（注）「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をすること。

様式第2号 (第10条関係)

事業報告書兼収支決算書

1 完 了 年 月 日 年 月 日

2 事業報告書

事業種目	伐採本数	事業費	事業費負担区分			摘要
			補助金	搬出利益	その他	
危険木伐採	本					
支障木処理	本					
計						

3 収支決算書

収入の部

区 分	決 算 額	予 算 額	比較増減（△）	摘 要
補助金				
搬出利益				
その他				
計				

支出の部

区 分	決 算 額	予 算 額	比較増減（△）	摘 要
危険木伐採				
支障木処理				
計				